

第 3 回

さいたま市立病院のあり方検討委員会次第

期 日：平成 23 年 7 月 21 日（木）午後 3 時 30 分～

場 所：さいたま市立病院 サービス棟 2 階 第 1・第 2 会議室

1 開 会

2 議 事

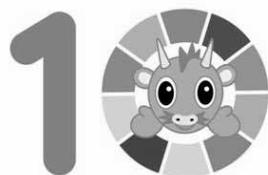
（ 1 ） 市立病院の現状分析報告と課題の整理について

（ 2 ） 市立病院の果たすべき役割について
自治体病院としての役割と病院機能の強化
人員・施設の充実と健全経営

（ 3 ） その他

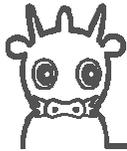
3 閉 会

さいたま市の医療提供体制について



これまでの10年。
これからの100年。
SAITAMA CITY 10th ANNIVERSARY

保健福祉局 保健部 地域医療課



医療提供体制について

- 医療提供体制は、医療法において、国の定めた基本方針に基づいて、各都道府県が計画を定めることになっている。この計画を「医療計画」という。
- 医療計画では、具体的に次のような事柄を定めることになっている。
 - 厚生労働省が定めた「がん」「脳卒中」「急性心筋梗塞」「糖尿病」の治療・予防に関すること(4疾病)
 - 医療法で定められている「救急医療」「災害時医療」「へき地医療」「周産期医療」「小児医療」の医療の確保に関すること(5事業)
- さいたま市は、埼玉県の定めた「埼玉県地域保健医療計画」に基づいて、医療提供体制を整備している。



さいたま市における医療提供体制について（がん医療）

市内がん診療連携拠点病院位置図



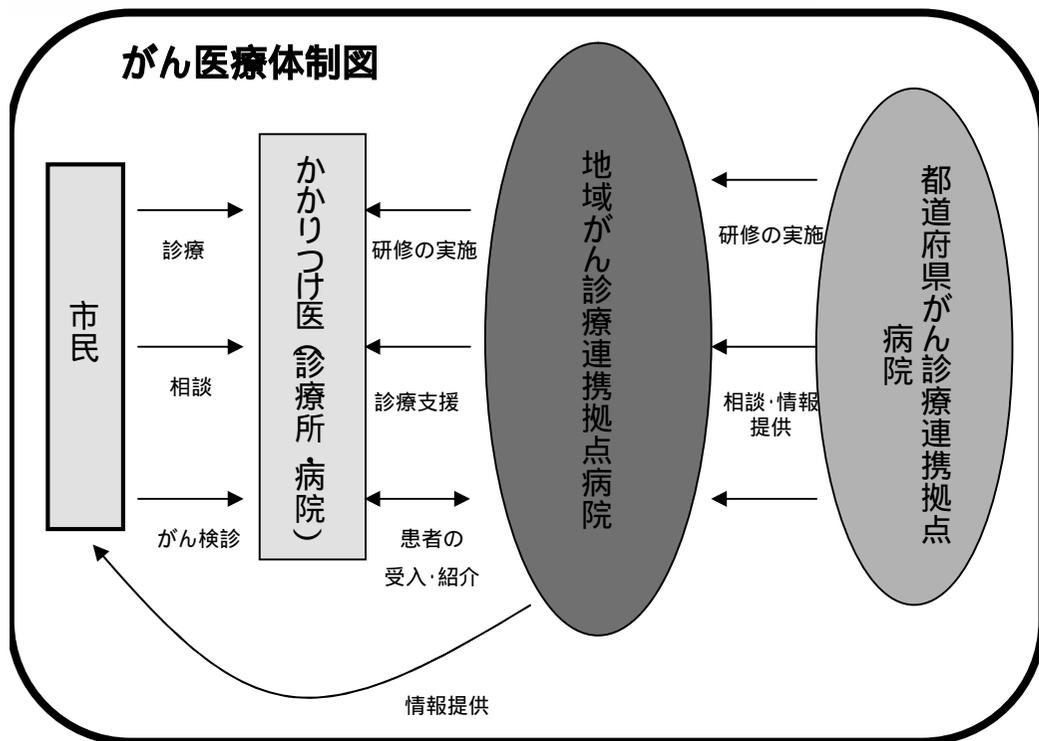
地域がん診療連携拠点病院
埼玉県がん診療指定病院

【市の現状】

がん医療においては、がん診療連携拠点病院が地域の医療機関と連携し質の高いがん医療の提供を目指している。

さいたま市内では、市立病院が、さいたま赤十字病院とともに地域がん診療連携拠点病院に指定されている。

がん医療体制図



がん診療連携拠点病院の指定状況

	指定者	県内	市内
都道府県がん診療連携拠点病院	厚生労働大臣	1 (県立がんセンター)	0
地域がん診療連携拠点病院	厚生労働大臣	10	2
埼玉県がん診療指定病院	埼玉県知事	6	1

〔埼玉県医療整備課調べ 平成23年4月1日現在〕

・がん診療連携拠点病院では、専門とする分野において集学的治療（手術、抗がん剤、放射線治療等）を実施している。

・地域がん診療連携拠点病院は、二次保健医療圏ごとに概ね1カ所ずつ指定されるが、他政令市でも、一つの二次医療圏で複数指定されているところが多い。

さいたま市における医療提供体制について（脳卒中・急性心筋梗塞・糖尿病）

市では予防のため、食育の推進、早期発見のため健康診査、保健指導を行っている。

市ではプレホスピタルケアとして、AEDの普及・啓発、救急搬送体制の整備を行っている。

医療機関において、機能の分化と連携体制の構築を推進している。

市立病院は、救急隊が病院を選定する医療機関リストにおいて、急性心筋梗塞と脳卒中に対応できる医療機関になっている。

市内心筋梗塞(急性冠症候群)・大動脈

解離対応医療機関リスト

医療機関名
社会保険大宮総合病院
医療法人明浩会 西大宮病院
自治医科大学附属さいたま医療センター
医療法人社団協友会 東大宮総合病院
さいたま赤十字病院
医療法人聖仁会 西部総合病院
埼玉社会保険病院
医療法人社団松弘会 三愛病院
さいたま市立病院
医療法人社団幸正会 岩槻南病院
医療法人財団さいたま市民医療センター

市内脳卒中对応医療機関リスト

医療機関名
指扇病院
社会保険大宮総合病院
医療法人ヘブロン会大宮中央総合病院
医療法人社団双愛会 大宮双愛病院
医療法人明浩会 西大宮病院
至誠堂富田病院
自治医科大学附属さいたま医療センター
医療法人社団協友会 東大宮総合病院
さいたま赤十字病院
医療法人聖仁会 西部総合病院
埼玉社会保険病院
医療法人社団松弘会 三愛病院
高梨医院
医療法人秋葉病院
さいたま市立病院
丸山記念総合病院

さいたま市における医療提供体制について（小児救急医療）

市内小児救急医療機関位置図



二次救急医療機関

三次救急医療機関

休日夜間急患診療所

・初期救急

風邪や下痢など一般的な病気などで診察を受けたい場合に対応している。休日・夜間の救急診療は各休日夜間診療所で、深夜（22時～翌6時）は大宮休日夜間急患センターが担当している。

・二次救急

初期救急の診察で検査が必要と判断された場合や、入院が必要と診断され紹介された場合、また救急車で搬送された場合に対応している。さいたま市立病院、さいたま市民医療センター、自治医大附属さいたま医療センターが担当している。

・三次救急

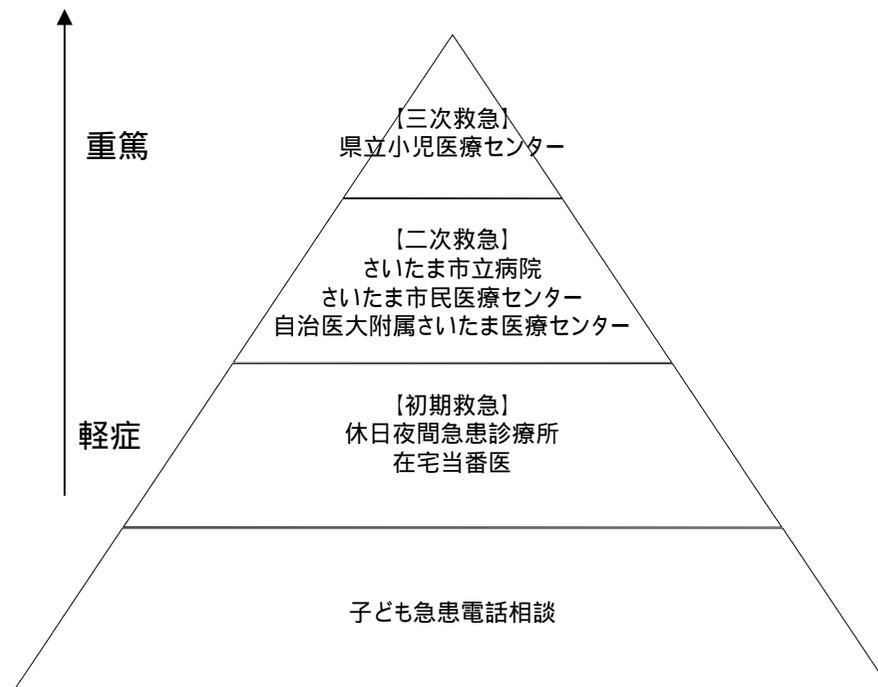
初期、二次救急医療機関で対処できない場合に医師の紹介により受診できる。さいたま市内では、県立小児医療センターが担当している。

小児救急は、救急医療同様に初期、二次、三次といった重層的な体制で行っている。

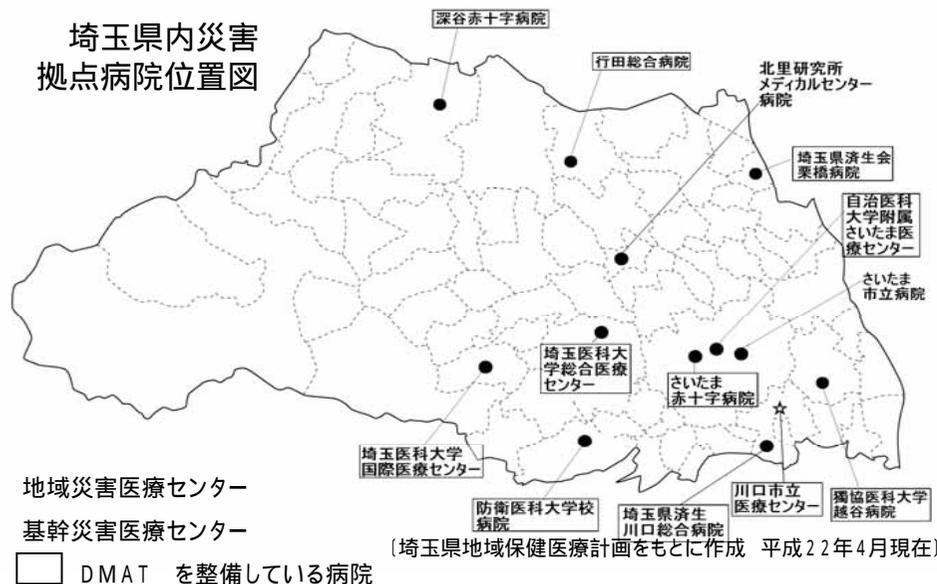
家庭での急病時の対処方法や、受診の要否について専門の看護師がアドバイスを行う「子ども急患電話相談」を実施している。

市立病院は、二次救急を担当している。

小児救急医療体制図



さいたま市における医療提供体制について（災害時医療）



DMATとは

災害派遣チーム (Disaster Medical Assistance Team)の略。大規模災害時や多傷病者が発生した際、急性期(48時間以内)に現場にかけつけ、医療を提供することを目的に、専門的な訓練を受けたチーム。

【市の現状】

災害時医療は基本的に県が整備を行うものである。

さいたま市内には、埼玉県により指定されている、市立病院を含む3つの災害拠点病院がある。

災害拠点病院とは

大規模災害発生時に、各地域の救急医療の中心になる病院で、都道府県が指定する基幹災害医療センター及び地域災害医療センターをいう。災害時に、救護所や地域の医療機関で対応できない重症患者などに対する治療及び入院などの救護を行う。

災害拠点病院設置基準

原則として、24時間救急医療に対応できる設備、ヘリコプター発着場、医薬品の備蓄、水や電気などライフラインの確保、耐震化構造などが必要条件になっている。

また、原則として都道府県に1か所の基幹災害医療センター、二次医療圏に1か所の地域災害医療センターが指定されている。

さいたま市内における医療提供体制について（周産期医療）

市内地域周産期母子医療センター位置図



(埼玉県資料より作成 平成23年4月1日現在)

【市の現状】

さいたま市内には、4ヶ所の地域周産期母子医療センターがある。

さいたま市立病院は、NICU（ 1 ）9床、GCU（ 2 ）21床を有している。

- 1 NICU((Neonatal Intensive Care Unit)「新生児集中治療管理室」
早産児や低出生体重児、または何らかの疾患のある新生児を集中的に管理・治療する施設
- 2 GCU(Growing Care Unit)「継続保育室」
NICUで治療を受け、状態が安定してきた新生児などを引き続きケアしていく施設

総合周産期母子医療センター

母体・胎児集中治療管理室(MFICU)を6床以上、新生児集中治療管理室(NICU)を9床以上備え、高度な新生児医療などの周産期医療を行える医療施設

県内1ヶ所・・・埼玉医科大学総合医療センター

地域周産期母子医療センター

総合周産期母子医療センター、新生児センターとともに医療が必要な新生児の受入に対応でき、母体や胎児、新生児に対する比較的高度な医療を提供できる施設。

県内9ヶ所、市内4ヶ所(位置図参照)

新生児センター

各周産期母子医療センター以外の、医療が必要な新生児の受入に対応できる施設。

県内5ヶ所、市内1ヶ所(丸山記念総合病院)

NICU設置状況

	埼玉県	さいたま市
NICU病床数	127	30
出生数(平成21年)	59,725	10,869
出生1万人当たりNICU病床数	21	27.6

(埼玉県資料より 平成23年4月1日現在)

国の周産期医療体制整備指針によると、低出生体重児の増加などによって、NICUの病床数が不足傾向にあることから、出生1万人当たり25～30床を目標として整備を進めるものとされている。さいたま市は現在1万人当たり27.6床を確保しており、この目標を満たしている。

さいたま市における医療提供体制について（感染症）

【市の現状】



本市内には、**特定感染症及び第一種感染症指定医療機関は設置されていない。**

さいたま市立病院は、市内唯一の第二種感染症指定医療機関であり、感染症病床及び結核病床を持つ医療機関である。

感染症法感染症指定医療機関の区分及び指定状況（厚労省 HP より 平成 22 年 4 月 1 日現在）

種別	指定者	対象（入院させる患者）				指定状況		
		新感染症	1 類	2 類	新型インフルエンザ等	国	埼玉県	さいたま市
特定感染症指定医療機関	厚生労働大臣 (都道府県知事と要協議)					3 医療機関 8 床	なし	なし
第一種感染症指定医療機関	都道府県知事					36 医療機関 69 床	1 医療機関 2 床	なし
第二種感染症指定医療機関	都道府県知事					547 医療機関 10,081 床	10 医療機関 感染症 30 床 結核 191 床	1 医療機関 = <u>さいたま市立病院</u> 感染症 10 床 結核 20 床

病床数の状況（県保健医療計画（～H24）・厚労省HP）

	基準病床数 (全埼玉県域)	県内病床数 (H22.4.1)	さいたま市 (H23.4.30)
感染症病床	58	30	10
結核病床	203	191	20

感染症病床数については、「1 医療機関 4～6 床」が多数を占めるが、東京都内や横浜、川崎、大阪等で 10 床を超える機関がある。ただし、他との比較には地域特性や病院の専門性の考慮も必要である。

さいたま市の医療提供体制について(政令市比較)

政令市人口、病床数比較

	人口	医療施設数	10万人当たり医療施設数	病床数	10万人当たり病床数	療養病床及び一般病床基準病床数
札幌市	1,905,353	2,689	141	40,500	2,126	28,215
仙台市	1,034,701	1,456	141	13,875	1,341	11,436
さいたま市	1,213,859	1,519	125	8,761	722	6,500
千葉市	956,405	1,231	129	9,600	1,004	7,163
川崎市	1,410,866	1,632	116	10,602	751	8,009
横浜市	3,673,323	5,043	137	28,845	785	22,318
新潟市	812,652	1,179	145	11,538	1,420	6,601
静岡市	717,185	943	131	8,236	1,148	7,189
浜松市	810,585	1,035	128	10,256	1,265	7,825
名古屋市	2,259,173	3,501	155	27,329	1,210	20,992
京都市	1,465,736	2,615	178	24,344	1,661	16,357
大阪市	2,663,167	5,750	216	34,323	1,289	22,148
堺市	838,213	1,247	149	12,923	1,542	8,590
神戸市	1,537,642	2,615	170	19,574	1,273	13,202
岡山市	704,901	1,165	165	12,755	1,809	9,502
広島市	1,171,406	1,981	169	16,931	1,445	12,881
北九州市	983,083	1,725	175	21,026	2,139	12,810
福岡市	1,453,208	2,501	172	24,293	1,672	15,618

(大都市比較統計年表 平成21年度より) (基準病床数については大阪市健康福祉局健康推進部調べ 平成22年4月1日現在)

市立病院の果たしている役割

- 1 急性期医療を中心に高度な医療（4疾病など）を提供
- 2 国が定めた政策医療（へき地医療を除く）4事業を推進
 - 救急医療
 - 災害医療
 - 周産期医療
 - 小児医療
- 3 その他の役割
 - 結核・感染症医療
 - 病診連携
 - 医療人の育成

4疾病5事業

各都道府県は、国の定めた基本方針に基づき、医療計画を定める。その中で4疾病5事業に関する目標・医療連携体制を定めることとなっている。

4疾病...「がん」「脳卒中」「急性心筋梗塞」「糖尿病」

5事業...「救急医療」「災害医療」「へき地医療」「周産期医療」
「小児医療（小児救急医療を含む）」

引き続き、この役割を果たしていくことが重要